

認知症対応型共同生活介護及び  
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム 青空

重要事項説明書

(1)事業の目的

社会福祉法人愛心会が開設するグループ青空（以下「事業所」という）が行う、認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め事業者の管理者や介護従事者が要支援または要介護状態にある認知症高齢者に適正なサービスを提供することを目的とする。

(2)運営の方針

この事業は、認知症対老人の心身の特性を踏まえて、自立した生活が困難になった高齢者に対し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防計画に基づき、家庭的な環境のもとで日常生活の支援を通じて安心と尊厳のある生活を営むため、必要な日常生活上の支援や自立を重視した介助、健康管理、機能訓練を行い、長期に亘り快適に生活を営む事が出来るようなサービス提供と地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、他の福祉サービス事業者や各医療機関、市、地域包括支援センターとの連携に努めるものとする。

(3)事業所及び所在地

名 称	グループホーム青空
所 在 地	小松島市中田町字新開 52 番地
開設年月日	平成 18 年 4 月 6 日
電 話	0885-35-1355

(4)設置主体及び所在地

法人名	社会福祉法人 愛心会
所在地	小松島市中田町字新開 58 番地
電 話	0885-32-2277

(5)利用定員

1 ユニット・・・9名 (2 ユニット計 18名)

(6) 主な設備

食堂兼居間	2 室	入所者の憩いの場
便所	6 カ所	共同
浴室	2 室	個浴
洗濯室	2 室	共同
居室	18 室	全個室

※食事時間  
朝食 7時から  
昼食 12時から  
夕食 17時から

(7)施設職員の体制

管理者 常勤 1名  
計画作成担当者(兼務) 常勤 2名(2名 介護支援専門員)  
(管理者、介護職員兼務)

(8)勤務時間

介護職員

8:00 ~ 17:00 日勤  
9:00 ~ 18:00 遅出  
17:00 ~ 10:00 夜勤

(9)利用料金

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活サービスを提供した場合の額は、介護報酬の告知上の額として、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする

要支援 2 749 単位/日  
要介護 1 753 単位/日  
要介護 2 788 単位/日  
要介護 3 812 単位/日  
要介護 4 828 単位/日  
要介護 5 845 単位/日

※各種加算負担金

・初期加算 30 単位/日 (※入所後 30 日のみ)  
・医療連携体制加算『Iハ』 37 単位/日

・介護職員処遇改善加算『Ⅰ』	所定単位数に18.6%を乗じた単位数
・サービス提供体制加算『Ⅰ』	22 単位/日
・生活機能向上連携加算『Ⅱ』	200 単位/月
・栄養管理体制加算	30 単位/月
・科学的介護推進体制加算	40 単位/月
・生産性向上加算『Ⅱ』	10 単位/月
・協力医療機関連携加算	100 単位/月
・退居時情報提供加算	250 単位/回
・認知症チームケア推進加算『Ⅱ』	120 単位/月

家賃	1155 円/日
	1365 円/日
食材料費	500 円/食
水光熱費、消耗費	500 円/日

理美容代・紙パンツ・パット・紙おしめ・日用品、医療費、外食費は実費となります。

#### (10) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 身上（住所、氏名、おしめ代連絡先）に移動があったときには、事業所に届出をお願い致します。
- ② 外出しようとするときは、外出先・外泊先・用件・及び帰着の時間を届出書に記入し必ず職員に申し出てください。又食事を中止される方は、各食事の3時間前までにお知らせください。連絡がない場合は、食事代を請求させていただきます。
- ③ 外来者が来訪される時は、職員に申し出てください。来訪者名簿への記入をお願いします。
- ④ 火気の取り扱いには常に注意し、所定の場所以外での喫煙はしないでください。居室内にマッチ、ライター等の火気やナイフ、鋏など刃物の持ち込みは禁止しています。
- ⑤ けんか、暴行、口論、中傷、その他粗暴の言動及び行動は禁止しています。
- ⑥ 故意に設備や、器物破損をしないでください。
- ⑦ 食中毒予防のため、飲食物を持ち込む時には、必ず職員に声をかけてください。生ものの持ち込みと飲酒は原則禁止です。

- ⑧ ホーム内で金銭の貸し借り、物品の売買等はしないでください。
- ⑨ ご相談なしに持ち込まれた金品につきましては、紛失・盗難等の万一の事がございましたも、ホーム側は責任が負えませんので、ご了承下さい。
- ⑩ 日課を守り、出来るだけ規則正しい生活をするよう心掛けましょう。
- ⑪ 職員等の指導のもと保健衛生に十分注意し清潔で健康的な生活をしましょう。

#### (11)協力医療機関

徳島ロイヤル病院	小松島市中田町字新開 48 番地 0885-32-8833
四国セント歯科	徳島市勝占町外屋敷 16-36 088-669-0101

#### (12)緊急時における対処方法

入居中に緊急事態が生じた場合、職員は管理者に報告し、受診が必要な場合は、家族、協力医療機関への連絡を行い、協力医療機関での診療や救急車等の出動を要請し、救急病院での診療を依頼することがあります。

#### (13)看取りにおける対処方法

別紙指針に基づき対応させていただきます。

#### (14)事故発生時等について

入居中に事故が発生した場合は、市町村、家族等に連絡を行い必要な措置を講じます。

入居中に事故が発生し、入居者が損害を被った場合、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害を賠償致します。  
万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

#### (15)退居について

次の場合には退居とする。

- ① 入居者または家族が退居を申し出たとき。
- ② 本人が死亡されたとき。
- ③ 要介護認定において、自立または要支援1と判断された場合。
- ④ 施設利用の留意事項に著しく反した場合。

- ⑤ その他、共同生活を送るにあたり、他の入居者への著しい迷惑行為自傷、他害行為等により共同生活を送ることが困難となった場合。
- ⑥ 医療機関等で治療期間が3週間を超えると予見される場合

#### (16)秘密保持

- ① 当事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人もしくはその家族等に関する秘密、個人情報を、正当な理由なく契約中契約終了後、第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は、利用者及び身元引受人から、同意を得た上で行うこととします。
- ② 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他介護事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への医療情報の提供。
- ③ 介護保険サービスの質を向上するための学会、研究会等での事例研究発表会等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ④ 要介護認定に係る主治医意見書及び市町村の認定情報や個人情報を閲覧させて頂くこともあります。

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

#### (17)サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無  有  無

調査実施日 令和8年 2月 27日

実施方法 運営推進会議を活用した自己評価及び外部評価を実施

実施主体 運営推進会議

評価結果の開示状況 施設の玄関に掲示

#### (18)高齢者虐待の防止に向けた体制

- ① 高齢者虐待防止・身体拘束適正化委員会の設置  
高齢者虐待の防止と身体拘束適正化に向けて、高齢者虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置します。
- ② 虐待等の未然防止
- ③ 虐待等の早期発見
- ④ 虐待等への迅速かつ適切な対応

(19)苦情、相談について

サービス内容に関する苦情、相談の受付窓口

グループホーム青空 管理者 森本 順子

電 話 0885-35-1355

F A X 0885-35-1020

介護の苦情 ・ 相談事や通報は下記へ

小松島市介護福祉課

電話 0885-32-3507

F A X 0885-35-0272

地域包括支援センター

電話 0885-33-4040

F A X 0885-35-0952

県 ・ 国保連合会

受付時間／午前9時～午後5時（土日祝日は除く）

電話 088-666-0117

F A X 088-666-0228

苦情専用窓口

電話 088-665-7205

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意致しました。

入居者住所 \_\_\_\_\_

入居者氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

入居者家族等住所 \_\_\_\_\_

入居者家族等氏名 \_\_\_\_\_

印 続柄 \_\_\_\_\_